

○技能労務職員の給与に関する訓令

〔 昭 和 3 6 年 1 0 月 1 日 〕
本 部 訓 令 第 4 5 号

[沿革]	平成10年4月本部訓令第9号	平成18年3月本部訓令第9号
	平成18年4月本部訓令第15号	平成19年3月本部訓令第7号
	平成21年2月本部訓令第1号	平成28年3月本部訓令第16号

(趣旨)

第1条 この訓令は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和36年山梨県条例第7号）第3条の規定及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年山梨県条例第2号）に基づき、技能労務職員の給与について必要な事項を定めるものとする。

(職員の範囲)

第2条 この訓令において、「技能労務職員」とは、山梨県警察職員の職制に関する訓令（昭和56年山梨県警察本部訓令第9号）第2条の表に規定する職のうち、車庫長、交換長、印刷長、主任技術員、主任技能員、主任文書事務員、主任業務員、技術員、技能員、文書事務員及び業務員をいう。

(昇給)

第3条 昇給は、山梨県警察職員給与条例（昭和29年山梨県条例第43号。以下「警察職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、警察職員給与条例第8条の4第2項中「五十五歳」とあるのは、「五十七歳」とする。

(宿日直手当)

第4条 宿日直手当は、警察職員給与条例の適用を受ける職員の例により支給する。

(特殊勤務手当)

第5条 特殊勤務手当は、次に掲げるものについて警察職員給与条例の適用を受ける職員の例により支給する。

- (1) 鑑識作業手当
- (2) 爆発物取扱手当
- (3) 夜間特殊作業手当
- (4) 死体処理手当

(5) 救助捜索手当

(6) 航空手当

2 前項に掲げる手当のほか、次の表の左欄に掲げる手当を特殊勤務手当として、中欄に掲げる職員に、右欄に掲げる額を支給する。この場合において、その支給については、警察職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

自動車整備業務従事手当	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条に規定する整備管理者としての業務に従事した技能労務職員	業務に従事した日1日につき250円
特殊自動車運転手当	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する大型自動車又は大型特殊自動車の運転業務に従事した技能労務職員	業務に従事した日1日につき270円

（給与支給日）

第6条 技能労務職員の給料及びその他の給与の支給日は、警察職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

（昇給、宿日直手当及び特殊勤務手当以外の給与等）

第7条 技能労務職員の昇給、宿日直手当及び特殊勤務手当以外の給与の額及び支給方法その他給与に関し必要な事項は、この訓令に定めるもののほか、技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年山梨県規則第61号）及び技能労務職員の給与の特例に関する規則（平成20年山梨県規則第50号）の規定を準用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。

附 則（平成10年4月1日本部訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月27日本部訓令第9号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月18日本部訓令第15号）

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日本部訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月3日本部訓令第1号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日本部訓令第16号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。